

た。たゞこゝで注意すべきは公の長崎入港数は制限せられなければ、これ以後は中國の密賣船の渡航は相當増加したのではないかと考へる。

先に述べたやうに、日本の銅の輸出制限は直ちに中國の銅價に影響した。このやうに日清貿易は日清兩國の社會を連絡する重要な紐帶であつた。西歐人との貿易が中國社會に大きな影響を與へたとすれば、長崎とは五六日の航程にすぎぬ中國との貿易が兩國社會に相互に影響し合はぬ筈はないであらう。中國社會の發展に長崎貿易が相當重要な役割を演じたことをみとむべきであると共に、近世日本の發展にも長崎貿易が色々の方面で重要な意義をもつてゐたことを再確認すべきではなからうか。金銀移動の實證的研究はなほ今後の研究を俟たなければならぬが、こゝでは日清兩國社會の推移變遷を考へる場合には、常に長崎における兩國の文化的經濟的乃至は政治的な接觸に留意すべきであることを強調して擧筆する。

〔附記〕康熙五十四年における信牌問題には、福建出身の莊運卿等と浙江の商人胡雲客等との間に、地域的な利害關係の對立があつたことが、山脇悌二郎氏の「近世日支貿易における福州商人の没落」(東方學十二)に見ゆ。脱稿後氣づいたので附記しておく。参照せられたい。昭和三十三年一月十八日稿了。

雍正二年の緡紳・中樞全書(その一)

我々が雍正時代史研究に浮身をやつしてゐると、天もこれを憫んでか、奇蹟めいたことがよく起る。今度の雍正二年の「緡紳全書」と「中樞全書」の出現の如きもその一つである。清朝の文武官員名簿とも言うべき右の二書は、すつと時代の下つた清末光緒頃のものならばいくらかも見受けるが、乾隆以前にもなると殆んど稀である。ところが我々が丁度欲してゐる雍正年間のものが出現したのである。それは近衛家の陽明文庫が長い間京都大學に寄託されていて、大戦前に新館が嵯峨野にできて移轉する際、一部を京大に寄贈されたのであるが、その中に右の二書が含まれていたので、これ迄誰も氣付かなかつた。それが偶然、中國文學の小川教授によつて發見されたわけで、我々はこれを見て驚喜し、額に手して慶賀した次第である。

緡紳全書は縦廿五厘八、横十七厘三、表紙に
文陞閣緡紳全書雍正甲辰冬季

とあり、見返しの右欄に

増補加級驛遞土產程途及地方衝僻進學額數

とあり、中央欄に書名があり、左欄には

凡新選補官爵祈將
台號旗分籍貫速頒以便刊刻
發兌

とあり、次に序文があつて、當時緡紳全書は坊間に行わるゝもの四五種を下らぬが、本書が最も正確だと誇り最後に次の語で結ぶ。

大清雍正癸卯年二月中和後五日 師濟堂主人識

全書卷三〇考覈教官、雍正二年の議准により、捐納の行われたことを知る。

(45) 皇朝通志卷七三、選舉略二、雍正十三年四月上諭

(46) 硃批諭旨、內閣禮部侍郎署理江西巡撫印務張坦麟、雍正七年正月二十九日奏摺

(47) 右書、加布政使銜署理江蘇巡撫印務陳時夏、雍正四年十二月初四日奏摺

(48) 右書、署理山東巡撫印務侍郎塞楞額、雍正五年二月初十日奏摺

(49) 皇朝通考卷六一、選舉一五考課、乾隆十九年上諭

(50) 硃批諭旨、內閣禮部侍郎署理江西巡撫印務張坦麟、雍正七年正月二十九日奏摺及び(49)によると改教を申請する者は巡撫であることを歸納的に知る。

(51) (48)に同じ

(52) 岩見宏氏「雍正時代の公費に関する一考察」東洋史研究一五ノ四(頁四五八、頁四六二)

(53) 硃批諭旨、河南總督田文鏡雍正六年二月三日奏摺

(54) 「雍正四年定めて、各省の學道を一体に改めて學院と爲す」とあり、(大清會典事例卷三六六、禮部學校、學校設官) また皇朝通志卷六九、職官略「學政」提督學政の下の割註にも「國初各省督學道を設け(中略)雍正四年制を定めて各省學道は皆な改めて學院と爲す」とあり。

(55) 硃批諭旨、浙閩總督高其倬、雍正四年七月十八日奏摺の硃批

(56) 右書、署理貴州巡撫事務雲南巡撫沈廷正雍正六年八月二十六日奏摺の硃批

雍正二年の縉紳・中樞全書(その二)

さて縉紳全書の方は京官、外官を含み上下二冊より成つて居り、上冊は京官六二丁、外官六七丁を含み、下冊は山東省に始まる外官一八七丁を含む。その目録に

直省官制 滿漢加級 陞選年月 外任籤注
儒林同列 入學額數 各縣銀糧 六省漕米
塩課蘆課 關稅驛站 土產悉登 程途亦錄
里役多寡 地方繁簡 備載無遺

とあり、終の方が千字文もどきになつてゐるのも俗書らしくて面白い。この目録の次に

京都正陽門外西河沿九間樓對門坐北朝南文陞閣刊
刻新板縉紳全書及中樞全書輔政全書鏤刻精工考覈
詳明與衆不同凡

滿漢大人先生陞選後祈將名號籍貫下頒

以便添刻賜顧者詳認招牌便是

とあり、人事の異動につき、たえず更改を行つたのであるが、但し板木全體を造りかえるのは大へんであるから部分的に埋木象嵌をして間に合わせるのである。

(つづく)

審していたことは、かなりよく知られていたことであつたのである。ふるくは、江西のほか福建および廣東でも婦女鹽鈔銀の徴派が行われたが（『清通考』一九、戸口考一）、乾隆十一年に、婦女の編審を停止されたのは江西の一省である（同

雍正二年の縉紳・中樞全書（その三）

象徴の仕方は例えば第一枚の表に内閣大學士の銜名を列しているが、その第三行に

武英殿大學士兼吏部尚書加二級富寧安

廂監正黃旗人癸丑 とあるように、一人分を二人に分けて、

而も共通に使える文字はそのまま残しておくといつた風な窮屈なものすらある。姓名の下に字と籍貫と進士及第年とを記す。

中樞全書は全一冊、前書と同大で、一三四丁の外に、京城巡捕三營等の八丁を含む。見返しの右欄に「按月刊補」とあり、中欄は書名で、右欄には「金鑑齋梓行」とあり、發行所が異つているようにも見えるが、但し表紙には文陞閣とある。恐らく文陞閣が金鑑齋の版木を譲り受けたものであろう。而して表紙には兩書とも「雍正甲辰冬季」とあれば、季毎に改版したかと思われるが、今ここに、「按月刊補」とあるを見ればまた、

上及び『實錄』。雍正時代にも、江西省のみが婦女丁口を含んでいたためにF-A 數値が異常に下つていたのであり、それがなければ當然、湖南省につく數値をもちえたことであろう。

毎月改版したようにも取れ、何れが眞實か分らない。

中樞全書で面白いのは武官の俸給の記事があること、武官は

正一品俸銀九十五兩八錢一分二厘薪銀一百四十四兩であるが、但し武官には勤務手當がつく。例えば提督

には

提督支一品俸薪外歲給蔬菜燭炭銀一百八十兩心紅紙

張銀二百兩案衣家伙銀一百兩

とあり、俸薪合して二百三十九兩なるに對して手當は四百八十兩に上つている。これを文官の一品が俸銀百八十兩だけなのに比べて格段の相違である。武官優先はどうも日本だけではなかつたようだ。

京大本は前二書だけで、序文の廣告に見える輔政全書が見當らないのは惜しまれる。更に第一冊の表紙貼紙によると

則例全書計肆函共貳拾肆
本案季增補

なるものもあつた由である。

〔宮崎〕